スロボトキン（ロシア共産主義労働者党）草案：1992.03.03）

ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国憲法（基本法）

КК 資料集第５巻 589-606 頁
Обозреватель 1 巻 94-106 頁
Фонд рабочей Академии のサイト
Народная правда. 1992. 3. марта

（この草案は、ロシア共産主義労働者党が、1992 年 3 月 3 日付の同等中央委員会組織ビューローの決定により提案したもので、全人民的な討議のため、マスメディアに発信されたものである。

人民代議員、憲法委員会委員のスロボトキンの指導の下に WG がこの草案を準備するにあたり、1918 年ロシア共和国憲法、1936 年と 1977 年のソ連憲法、1978 年ロシア共和国憲法、「ロシア共産主義者」代議員グループの起草した憲法草案、レニングラード労働者ソビエトの「将来のロシア国家体制について」の決定が参照された。）

＜前文＞

ロシア国家の一千年の歴史、その現在および将来に対する自己の歴史的責任を自覚し、戦の庭（戦場）で、そして平和な労働の庭で、祖国の名誉と尊厳を守り抜いた祖先（先人たち）の記憶に頭を垂れ、父や祖父の不朽の偉業を心から敬い、1941-1945 年の大祖国戦争に時代にソ連邦人民の自由と独立を防御し、ファシズムの隷属から人類を救い、戦後の荒廃から国を再生し、自由、平等、友愛および正義の理念への確信を失わなかった巨万の労働者、農民、愛国的インテリゲンチャおよび兵士の軍隊への当然の深い尊敬の念を示し、1917 年の大十月社会主義革命の赤旗への忠誠を守り、われわれ、労働者・農民・専門家および職員ソビエトの代表は、われわれに全権委任した労働集団の名において、以下のことを宣言する。

－国の崩壊、人民の収奪、人民の歴史的生存環境の叩き売り、祖国の天然資源の厚かましい横領、無法、極貧、基本的な食料品および生活必需品のべらぼうな高騰（強盗のような価格）民族間の緊張の扇動（挑発）、無法と専横に終止符を打つ。

－1991 年 3 月 17 日のレフェレンダムでソ日干支社会主義キュ倭国連邦の維持に賛成を表明したソ連邦人民の主権的意思は、絶対的で無条件に履行されなければならない。

－8-12 月国家転覆を遂行した勢力が行った国の解体と資本主義の復活に関する反人民的な決定は、ソ連邦の将来についての 91 年 3 月 17 日のレフェレンダムの結果と両立しておらず、無効である。

国家的（国民的）恥辱と屈辱の政治に終止符を打ち、祖国と人民の運命にとって悲劇的な結果を未然に防ぐために、全ロシア労働者・農民・専門家および職員ソビエト大会は、この憲法を制定し、これをロシア共和国基本法と宣言する。

第１編　ロシア共和国の国家制の原則

第１章　政治体制の原則のシステム

第１条　ロシア（ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国）は、社会の諸階級への分裂の完全な根絶にまで至る、人による人の搾取の廃絶、各人の全面的な発展、社会的富の増大を基礎とする社

会的不平等の縮小を目的とする勤労者ソビエト共和国である。

ロシア・ソビエト共和国は、自由な諸民族の自由な連邦に基づき、共通の領域、経済および歴史的運命によって結びついたすべての民族およびナロードノスチの勤労者の意思と利益を表現する多民族からなる連邦国家として打ち立てられる。

ロシア共和国は、ソ連邦を形成する人民（諸民族）の同権の政治的、経済的および防御的な連邦に対して変わらぬ忠誠を保持する。

第２条　ロシア共和国のすべての権力は人民に属し、人民は、直接に、または労働者・農民・専門家および職員ソビエトの体系、ならびに自主管理機関をとおしてこれを行使する。

第３条　国家は、市民の権利および自由の保障と擁護のために創設され、活動する。ロシア共和国は、個人（人格）の全面的な発展、社会的公正（正義）、各人の権利の尊重と保護のための平等の機会を保証する。

第４条　ロシア共和国の国家権力の基礎は、人民代表機関の統一したシステムに住民のすべての層およびグループを統合した、集団、労働者、農民、専門家および職員、ならびに居住地ごとの市民のソビエト（複）である。

第５条　ロシア共和国においては、すべての規範的アクトに対して憲法および法律の優位を保証する。

ロシア共和国憲法に違反する法律および規範的アクトは、正当なものとはされず、無効である。

何人も、ロシア共和国憲法の網の目をくぐり、または違反して制定された法律および規範的アクトを執行することはできない。

第６条　ロシア共和国は、政党、労働組合、その他の団体および大衆運動に対し、国家の政策策定、国家的および社会的事項の管理に、労働者・農民および職員ソビエト、または居住地ごとの市民ソビエト、ならびに共和国の憲法および法律の定めるその他の形態に選挙されたその代表をとおして平等な参加を保障する。

政党、労働組合およびその他の社会団体の建物、財産および資金に対する所有権は、法律によってこれを保護する。

何人も、権限ある裁判所の決定によることなく、自己の財産を奪われることはない。

第７条　憲法および法律に基づいて活動するマスメディアに対する検閲は、これを禁止し、国家、その他の法人、および市民または市民グループによるマスメディアの独占は、これを違法とする。

人種的、民族的、宗教的敵意および憎悪、人間憎悪および暴力をふりまく見解およびイデオロギーの宣伝および普及は、いかなる形態のものであれ、これを禁止する。

第８条　教会は、国家からこれを分離し、国家は、教会からこれを分離する。

宗教団体は、独立した団体であり、法人の権利を有する。

第２章　経済体制および経済関係

第９条　ロシア共和国の経済的基礎は、ソビエト的（全人民的）および集団的所有の形態での生産手段に対する社会的所有、およびここの市民またはそのグループの個人的所有である。

社会的構成の原則を歪めるような、人による人の搾取に基礎を置く寄生的な所有形態は、これを禁止する。

活動の基盤となる所有形態の変更を労働集団に強要する国家権力および管理（行政）諸機関

の行為は､違法とみなされ､すべての位階およびレベルの公務員に法律の定める責任を追及する。

労働集団の経済・生産活動の基礎となる所有形態は、その労働集団の同意なしにこれを変更することはできない。

第１０条　勤労者は、その意思および同意なしに生産手段および労働の結果に対して疎外されない権利を有する。勤労者は、その評議会、労働組合およびその他の自主管理機関をとおして企業の管理に参加する。

社会の利益のためにすべての所有形態の合理的利用に対する最高の監督は、勤労者に属し、勤労者は、労働者・農民・専門家および職員ソビエトならびにその他の人民権力機関をとおしてこれを行使する。

自由な社会的有用労働は、社会的富および福祉の唯一の源泉である。

法律は、すべての労働者に、労働、解雇、賃金、労働保護、労働権の保護の公正は条件、ならびに労働集団評議会および労働組合をとおしてその利益を代表させることを保証する。

大量の失業を招く経済改革は、違憲とみなされ、これを禁止する。

第１１条　土地、地下資源、水資源、自然状態にある動植物界、工業、建設および農業、輸送および通信手段、銀行、国家が組織する商業、公共事業その他の企業の財産、基本的な都市住宅フォンド、ならびに全人民的な国家的任務の遂行に必要なその他の財産は、全人民の排他的所有とする。

企業および団体における人民所有は、労働集団の全権的経営的保有形態、および労働集団が勤労者ソビエトのシステムを通して管理に参加する権利を保持することを条件とした直接的な国家管理の形態において優先的に実現される。

第１２条　国家は、集団的所有に基礎を置く企業および団体の発展を助成し、その活動を奨励する。

集団的所有の権利は、コルホーズ、アレンダ企業の集団、協同組合およびその他の勤労者の団体に与えられる。

予約買付契約および国家発注による産品を生産するコルホーズおよびその他の露地利用者が利用（占有）する土地は、その無償かつ無期限の利用に供される。

第１３条　ロシア共和国市民の所有（財産）は、個人財産であり、物的および精神的需要の充足や経営およびその他の法律によって禁止されていない活動の遂行のためにこれを利用する。

需要品に対する市民の労働所有は、他の市民および棚隊の権利を侵害しない場合、その規模を制限されず、妨害されることなくこれを実現する。

市民およびその家族は、個人的な労働活動への従事または家族経営および企業の運営のためにその帰属する生産手段を利用することができる。

農民的経営および個人的な副次経営、その他の経済活動のために、市民は、終身かつ相続可能な保有または使用のできる土地区画を持つことができる。

土地は、商品ではなく、売買および担保の対象とすることはできない。

第１４条　労働集団の活動が行われる基礎となる所有形態の恣意的な変更の脅威が生じた場合、国家権力および管理機関の側からの脅威を含め、誰からの脅威であれ、勤労者は、全権的経営的保有または労働集団の使用にある財産を保護するために労働者自警団を編成することによってこの脅威に反撃する権利を有する。

ロシア共和国は、科学・技術の進歩の計画どおりの実行の条件を整備し、生産のダイナミッ

クな増大、労働生産性の向上、社会の繁栄および各勤労者の生活水準の向上をめざす労働集団および市民の経済的イニシアチブを奨励する。

第１５条　ロシア共和国の経済は、ソ連邦の領域内で形成される国民経済コンプレックスの自主的な構成部分である。

ロシア共和国とソ連邦および他の連邦公正共和国との経済的関係は、連邦条約の諸規定および個々の協定によってこれを定める。

ロシア共和国は、全連邦的な経済政策の策定および実現、ならびにその領域内にある全連邦的財産の管理に参加する。

第３章　社会政策の原則

第１６条　ロシア共和国は、社会的公正の保障をめざす社会政策を実施する。

最低（保障の）賃金、奨学金および年金は、人の尊厳ある、社会的富の達成水準にこん今日付けられた生活水準が保障されるだけの額をもって定められる。

住民お現金収入の増大は、（価値の下落を含め）刺激され、国家は、所得および相続に対する経済的および社会的に根拠のある税を課すことによってその規制を行う。

第１７条　ロシア共和国は、人道的な人口政策、母子の保護を実施し、社会の基本的な社会的細胞としての家族に必要な支援を行い、多子家族に保証最低生活費を保障する。

第１８条　ロシア共和国における若者政策は、すべての形態の普通教育および職業教育の機会、才能、能力、教育水準にしたがい社会的需要を考慮した職場の確保のための条件を若者に保障する。

若い家族の支援のための国家プログラムは、特別の条件で住宅を取得する内容を定めるものでなければならない。このプログラムに作成には、若者の団体を加えなければならない。

国家は、無償かつ質の高い保険、社会保障、国民教育、文化およびスポーツのシステムの改善に努める。

第１９条　芸術、文学、人民的創造（民芸）、図書館事業に発展についての不断の配慮、人民の知的、精神的および道徳的水準の向上のための条件の整備は、文化領域におけるロシア共和国の国家政策の第意義的任務である。

国家は、社会の道徳的規範を掘り崩す作品の普及および活動形態を禁止する。

第２編　市民の権利、自由および義務について

第４章　市民の法的地位の原則

第２０条　ロシア共和国市民の権利、自由および義務は、ロシア共和国の憲法および法律によってこれを定める。

ロシア共和国は、その市民のために、市民の権利の領域における単一の全連邦（ソ連）政策の策定に参加し、これを実施し、その領域内においてソ連邦の該当する法令を適用する。

第２１条　ロシア共和国憲法に定めるすべての権利および自由は、裁判所の保護を受ける。

国家の利益についての配慮、ロシア共和国およびソ連邦の憲法および法律の無条件の遵守は、ロシア共和国の各市民の責務である。

第２２条　市民の権利は、その義務と不可分である。各人は、その権利および義務にしたがい、

自由に行動する。その際、各人は、他の市民の権利および法的利益を侵害し、国家的、社会的安全、法秩序および社会の道徳的規範に害を及ぼしてはならない。

第２３条　ロシア共和国のすべての市民は、民族的帰属、人種、社会的出自、性、言語、宗教に対する態度、居住地、職業、財産状態、政治的およびその他の心情、政党への帰属およびその他の事情の別なく、法律と裁判のもとに平等である。

第２４条　女性と男性は、すべての生活領域において平等の権利を有する。

第２５条　異なる人種および民族の市民の同権は、母語の使用の機会の保障、母語での教育、民族文化の保全および発展によってこれを保障する。

人種および民族的指標による直接的もしくは間接的な権利の制限または特権もしくは優先権の付与は、法律により罰せられる。

国家は、民族的少数者の権利の擁護を保障する。

第５章　ロシア共和国の国籍

第２６条　ロシア共和国では、単一の国籍が定められる。ロシア共和国の各市民は、同時にソ連邦の市民である。各市民は、ソ連邦の憲法および法律の定めるすべての市民の権利、自由を巨樹し、義務を負う。

ロシア共和国を構成する共和国の領域内に住むロシア共和国市民は、同時に当該共和国の市民である。この市民には、ロシア共和国の憲法および法律の定めるすべての権利、自由および義務が及ぶ。

他の連邦（ソ連邦）構成共和国の市民は、ロシア共和国の領域において、いかなる制限も例外もなく、ロシア共和国市民のすべての権利をキュ樹脂、すべての義務を負う。

第２７条　ロシア共和国市民は、国籍および国籍変更の権利を奪われることはない。ロシア共和国市民は、ロシア共和国およびソ連邦の国外に追放されることはない。

第２８条　ロシア共和国は、ソ連邦憲法および法律にしたがい、他の連邦構成共和国の領域において、ロシア共和国市民の権利を保護する。

ロシア共和国市民は、外国において、ロシア共和国およびソ連邦の保護および庇護を受ける。

第２９条　ロシア共和国の領域にある外国の市民および無国籍者は、国際法の諸規範にしたがい、ロシア共和国およびソ連邦の憲法の定める権利および自由を保障される。外国の市民および無国籍者は、ロシア共和国の憲法および法律を尊重し、遵守しなければならない。彼らは、ロシア共和国において避難権を享受する。

第６章　市民の社会・経済的権利および義務

第３０条　ロシア共和国市民は、労働権、すなわち、企業、施設、団体における仕事に関する労

働契約の自由に対する権利、自己の希望、能力および特別の教育に応じた職業および職種の選択の権利、安全および衛生の湯権を備えた労働条件に対する権利を含む、保証された仕事に従事する権利を有する。

労働に対する労働者（従業員）の報酬は、公式に定められた最低水準を下回ることはできない。国家は同一労働同一賃金の原則の承認を促す。

国家は、失業をなくすべく住民の就業を保障し、無償の職業・技術教育および訓練のプログラム、特別の需要を考慮した労働者の転職を保障する。

第３１条　ロシア共和国市民は、休息の権利を有する。市民は、労働者および職員のために、４０時間を超えない週労働日、連続２４日以上の年次有給休暇、週休および祝日、一連の職業および生産活動のための短縮労働日の制定、ならびにその他の保証を保障される。

第３２条　ロシア共和国市民は、健康保護の権利、すなわち、国家保健施設のシステムをとおして無償の質の高い医療を受ける権利を有する。

健康保護の権利は、市民の治療および健康増進のための施設網の拡大、体育およびスポーツの活動（従事）、安全技術および産業衛生の発展および改善、環境保護措置およびその他の手段を講ずることによってこれを保障する。

第３３条　ロシア共和国市民は、無償の中等教育、中等専門教育、職業・技術教育および高等教育を受ける権利を有する。

この権利は、生徒および学生に対する国家の奨学金および特典の給付；すなわち教科書の無償供与、学校で母語による教育を受ける機会、自習のための条件整備によって保障される。

中等教育は、義務である。

第３４条　ロシア共和国市民は、住宅に対する権利を有する。この権利は、国家的および社会的な住宅フォンドの発展および保護、協同組合住宅および個人住宅の建設に対する助成、社会的監督のもとで、整備された住宅建設のプログラムの実行の程度に応じて提供される住居面積の公正な配分、ならびに手頃な家賃および公共サービス費用によって保障される。

市民が利用する国家的および社会的な住宅フォンドの居住部分は、個人的所有に移行するか、またはこれを入手することができる。

市民から恣意的に住居を奪うことは、これを禁止する。

ロシア共和国市民は、自己に供与された住居に対してこれを丁寧に扱わなければならない。

第３５条　ロシア共和国市民は、老齢、疾病、完全なもしくは部分的な労働能力の喪失（この理由によるかまたはたの理由による障がいのグループの確定）、出産ならびに扶養者を亡くした場合に、物的保障を受ける権利を有する。

年金、扶助料およびその他の社会的支援は、国家社会保険の負担でこれを保障し、最低生活

費を下回らない市民の生活水準を保障するものでなければならない。

第３６条　ロシア共和国市民は、文化の成果を利用し、文化生活に参加する権利を有する。芸術、学術および技術の創造の自由、ならびに市民の著作権の保護は、これを保障する。

これらの権利は、社会的労働の生産性の増大に応じた学術および文化に対する経費の増大ならびに自由時間の拡大によって保障される。

第３７条　ロシア共和国市民は、快適な環境に対する権利を有する。

第７章　市民の人身の自由、権利および義務

第３８条　市民は、生命、健康、人身の安全に対するあらゆる侵害からの防御を保障される。死刑は、その完全な廃止までの間は、特別に重大な犯罪に対する最高刑として裁判所の判決によってのみこれを適用する。

第３９条　ロシア共和国市民は、個人（人格）の名誉および尊厳の擁護、人格の不可侵、通信、電話、電信の秘密、住居の不可侵、良心の自由、移動、滞在地および居住地の選択の自由、国家的および社会的機関ならびに公務員のその職務遂行に際しての行為に対する異議申立ての権利を保障される。

第４０条　家族、母子は国家の保護のもとに置かれる。

第４１条　ロシア共和国市民は、他人の権利および法的利益、名誉および民族的尊厳を尊重しなければならない。

第８章　市民の政治的権利、自由および義務

第４２条　ロシア共和国市民は、直接にまたはその代表をつうじて、自治権、ならびに国家的および社会的事項の管理に参加する権利を有する。

市民は、法律の審議、全国家的および地方的意義を有する決定、レフェレンダムに参加する。

第４３条　ロシア共和国市民は、国家的、社会的および国際的な生活のすべての領域における事件の状況について、ならびに市民の権利、法的利益および義務の問題、すなわち出版の自由、国家ラジオ・テレビを利用する権利の問題について、十分な情報を得る権利を保障される。

第４４条　ロシア共和国市民は、言論、意見表明、信条の自由、その妨害のない表現および普及の権利を有する。

ソビエト国家体制および社会体制の暴力的転覆、テロリズム、人種的、民族的および宗教的敵意を煽り、市民の名誉および尊厳を侮辱することを公に呼びかけることはこれを禁止する。

第４５条　ロシア共和国市民は、集会、大衆集会、街頭行進およびデモンストレーションの自由を保障される。

国家権力および管理機関は、いかなる形態のものであれ、市および居住地域の広場、その他

の公共空間における集会および大衆集会の実施、ならびに街頭行進およびデモンストレーションの実施に対して料金を定め、これを徴収する権利を有しない。

第４６条　ロシア共和国市民は、国家機関および社会団体に対し、個人的におよび集団的に訴える（制限する）権利を有する。

公務員には、この訴えを検討し、それに回答し、必要な措置を講ずる義務が課せられる。

第４７条　ロシア共和国市民は、政党および社会団体に団結し、大衆運動に参加する権利を有する。

ロシア共和国のソビエト国家体制および社会体制の暴力的な転覆を謀り、武装しもしくは秘密に組織し、またはテロ目的を追求する政党、社会団体および運動の存在は、これを禁止する。

第４８条　ロシア共和国市民は、選挙権および被選挙権を有する。いかなる制限もなく、普通および平等の選挙権が保障される。

第４９条　ロシア共和国市民は、祖国を防衛し、ソ連邦軍の兵役に就かなければならない。

国の防衛、社会秩序および安全の保護に参加するロシア共和国市民、およびその家族は、社会的、物的およびその他の保証を受ける。

第５０条　ロシア共和国市民は、自らがその成員である労働集団をとおして集団的権利を行使する権利を有する。

労働集団は、労働者・農民・専門家および職員ソビエトを形成するうえで基本的な役割を担う。

第５１条　労働集団は、直接に企業、施設および団体の事業に参加し、生産自主管理機関を組織し、交渉を行い、企業管理部およびその他の管理機関と団体協約を締結し、集団の成員の稼ぎによるその労賃でもって雇用しているソビエト企業の連合の組織を含むところの、法律に抵触しない諸形態において経済的および社会的利益を保障し、これを擁護する。

第５２条　企業、施設および団体における労働組合の活動の自由、勤労者がその選択により任意の労働組合に加入する権利、ならびに労働組合組織が国際労働組合連合に団結し、加入する権利は、これを保障する。

第５３条　国家は、所有形態の別なく、労働者と企業管理部の間の集団紛争の公正な解決を保障する。

労働集団は、ストライキの権利を有する。

第５４条　ロシア共和国における消費者の権利は、法律によってこれを保護する。

第３編　ロシア共和国の民族・国家的および行政・地域的体制

第９章　ソ連邦を構成する国家・領域的形成としてのロシア共和国

第５５条　ロシア共和国は、平等なソビエト社会主義共和国の同盟（連邦）に加入する。連邦条約にしたがい、ロシア共和国の権利の一部は連邦（同盟）機関をつうじてこれを行使する。この権利の範囲外については、ロシア共和国が、直接にその国家権力の全権を行使する。

第５６条　ロシア共和国の領域は単一である。レフェレンダムによって表現される人民の同意なしに行われるロシア共和国の領域の一部の接収は、もっとも重い犯罪とみなされる。レフェレンダムの結果は、ロシア共和国の領域の一部の接収に対してその領域の全住民の８０％が賛成した場合に法的効力を有する。

第５７条　ロシア共和国は、ソ連邦の安全保障および防衛、ソ連邦の軍事ドクトリンおよび軍建設の基本方向、軍の全般編成および人員の決定、防衛に対するロシア共和国の予算割当および物的・技術的資源の規模の策定に参加する。

第５８条　ロシア共和国は、世界平和の強化、すべての国と諸国民とのの平等で互恵的な協力の政策を遂行し、国際舞台におけるソ連邦の政策の基本方向の策定および実現に参加する。

第１０章　ロシア共和国における連邦関係の原則

第５９条　ロシア共和国の構成主体は、ソビエト社会主義共和国および自治的形成であり、ロシア共和国を構成するそれらの法的地位は連邦条約によってこれを定める。

ロシア共和国の領域において、連邦構成主体ではない民族地区を設定することができる。

ロシア共和国の地方および州は、財政・経済的および社会・文化的領域において共和国と平等の権利を与えられる。

連邦構成主体、地方および州の領域は、その同意なしにこれを変更することはできない。

第６０条　連邦構成主体は、連邦条約および同盟（ソ連邦）条約にしたがい、ロシア共和国およびソ連邦の管轄とされる事項をのぞき、国家権力の全権限を行使する。

連邦構成主体には、ロシア共和国およびソ連邦の最高代表・立法機関における立法発議権が与えられる。

第６１条　連邦構成主体は、その管轄権限の一定の権限をロシア共和国に移譲し、ロシア共和国は、その権限の一定部分を連邦構成主体、地方および州に対してその同意を得て、移譲することができる。

第６２条　連邦構成主体は、自主的に、その行政・領域区分および国家管理（行政）機関のシステムを定める。

第６３条　連邦構成主体、地方および州は、その権限の範囲内で、他の共和国－ソ連邦の構成主体およびその行政・領域形成とのあいだで経済的および社会・文化的協力関係を結ぶことができる。

第６４条　ロシア共和国の権限の範囲内で、連邦の憲法および法律は、ロシア共和国の全領域に

おいて最高性を有する。

第６５条　ロシア共和国においては、国家的および社会的生活のすべての分野でロシア共和国の諸民族の言語を自由に使用することが保障される。

ロシア共和国では、ロシア語が国家共通語であり、国家機関および社会団体におけるその使用が保証される。

ロシア共和国の構成主体は、自主的に（独立して）、国家共通語ともにその諸施設でしようする独自の国語を定めることができる。

ロシア共和国市民にとって、国家共通語および国語の使用は、権利であって、義務ではない。

第４編　ロシア共和国における人民権力の行使の組織的原則、労働者・農民・専門家・職員ソビエト

第１１章　政治体制の原則

第６６条　共和国における国家権力の代表機関は、勤労者ソビエトである。ソビエトのシステムは、集団ソビエトおよび居住地ごとの市民ソビエト、地区（市）、管区労働者・農民・専門家・職員ソビエト、地方、州勤労者ソビエト大会、連邦構成共和国労働者・農民・専門家・職員ソビエト大会、そして全ロシア労働者・農民・専門家・職員ソビエト大会からなる。

すべてのレベルの勤労者ソビエトおよびその大会の任期は５年である。

（付記：市民的職業の者だけではなく、実際の軍務に就く者および軍の幹部職にある者も職員とみなされる。）

第６７条　集団ソビエトの代議員は、企業、施設、団体の構成部門ごとの集団によって推薦され、選挙される。勤労者（労働者、農民、専門家および職員）地区（市）ソビエトの代議員は、ソビエト代議員の選挙およびリコールについての法律の定める代表基準にしたがって居住地ごとに集団および市民によって推薦され、選挙される。

市民ソビエトの代議員は、労働に従事していない市民、個人的労働活動に従事する者および労働集団の成員ではないその他の市民によって、法律の定める代表基準にしたがって推薦され、選挙される。

第６８条　地方、州、共和国（ロシア共和国構成共和国）の勤労者ソビエト大会の代議員は、地区（市）および管区（自治管区）の労働者・農民・専門家・職員ソビエトの会期において選出される。

全ロシア勤労者（労働者、農民、専門家および職員）ソビエト大会の代議員は、地方、州および共和国（ロシア共和国構成共和国）のソビエト大会において選出される。

第６９条　集団、居住地ごとの市民のソビエト、地区（市）および管区労働者・農民・専門家・

職員（勤労者）ソビエトの代議員は、任意の時期に選挙人によってこれをリコールすることができる。

勤労者ソビエト大会の代議員は、任意に時期に、その選出母体のソビエトもしくはソビエト大会、または当該地区（市）もしくは管区ソビエトにおいてそれを選挙した選挙人によってこれをリコールすることができる。

第７０条　集団ソビエト、地区（市）および管区のソビエト、地方、州および共和国（ロシア共和国構成共和国）勤労者ソビエト大会の日常業務の遂行のために、執行委員会が選出される。

執行委員会は、しかるべき部局をとおして管轄領域における社会・経済的および文化的建設を指導する。

執行委員会の委員は、任意の時期に、それを選出したソビエトまたは勤労者ソビエト大会によって、執行委員会からこれをリコールすることができる。

基礎的労働を免除される執行委員会の委員は、当該地方の熟練労働者の平均賃金を上回る報酬を受け取ることができない。

第７１条　勤労者ソビエトおよびソビエト大会は、勤労者ソビエト（大会）の国家的、社会・経済的および文化的活動のさまざまな面（方向）に関する常任委員会および特別委員会をその代議員によって組織することができる。

常任委員会および特別委員会の委員長の基礎的労働の免除は、その任期の全期間、例外的にしかるべきソビエトまたは勤労者ソビエト大会の決定によってのみ行われる。

第７２条　ソビエト執行委員会および勤労者ソビエト大会の議長、副議長および書記は、最新の任期で当該のソビエトの会期および大会において選出される。

執行委員会は、ソビエトの会期と会期および勤労者ソビエト大会と大会のあいだの休会中における合議制の権力機関である。

第７３条　ソビエトの会期および勤労者ソビエト大会は、必要に応じて、１年に２回以上、これを開催する。

第７４条　代議員は、権力機関における労働集団および居住地ごとの市民の全権代表である。

代議員には、その権利および義務の効果的行使のための条件が保障される。

しかるべき領域において代議員の刑事責任を問うことは、ソビエトの会期または勤労者ソビエト大会の同意がある場合にかぎり可能である。

代議員は、選挙人、ならびに上級ソビエト（大会）の構成に選出したしかるべきソビエトおよび大会に対して報告義務を負う。

第１２章　全ロシア労働者・農民・専門家・職員ソビエト大会

第７５条　ロシア共和国の国家権力の最高機関は、全ロシア労働者・農民・専門家・職員ソビエト大会（勤労者ソビエト大会）である。大会は、一院制のロシア共和国最高権力機関であり、５００人の代議員を選挙する。

第７６条　全ロシア・ソビエト大会は、大会代議員の中から２１人で構成する中央執行委員会を選出する。

中央執行委員会は、議長、第１副議長、２人の副議長および書記の職にある者によって構成する。

第７７条　全ロシア労働者・農民・専門家・職員ソビエト大会は、この憲法にしたがって活動する。

第７８条　中央執行委員会の提案により、大会は、ロシア共和国大臣会議議長およびここの政府構成員の候補者を承認する。

中央執行委員会議長と大臣会議議長の職の兼任はこれを禁止する。

大臣会議副議長を含むロシア共和国政府の成員の解任は、大会と大会のあいだの休会中は、中央執行委員会の決定によりこれを行い、次の大会で承認を受けるものとする。

大臣会議議長は、中央執行委員会の提案に基づき、または辞職願により、大会の決定によってのみこれを解任することができる。

その職務遂行の可能性を奪う政府議長の病気またはその他の正当な理由がある場合、中央執行委員会の決定により、政府議長の職務の遂行は第１副議長のひとりがこれを行う。

第７９条　中央執行委員会の会議は、必要に応じ、月１回以上開催され、その構成員の３分の２以上の出席がある場合に成立するものとされる。

中央執行委員会は、ロシア共和国の合議制の元首である。中央執行委員会の名による代表権は、その議長が行使する。中央執行委員会は、常時活動する国家権力機関である。

第８０条　全ロシア・ソビエト大会は、必要に応じて、年２回以上これを召集する。

臨時大会は、代議員の５分の１の要請、ロシア共和国を構成する共和国の最高権力機関の決定、または２つの州（地方）の大会の決定もしくは２つの自治的形成の大会の決定により、これを召集する。その他、全ロシア大会は、中央執行委員会の決定により期限前にこれを召集することができる。

第８１条　全ロシア・ソビエト大会は、常任委員会および特別委員会を設置し、その委員長を承認し、活動手続を定める。

第８２条　全ロシア労働者・農民・専門家・職員ソビエト大会は、ロシア共和国の管轄に属する任意の問題について審議し、解決する権限を有する。

その排他的管轄に属する事項は以下のとおりである。

－ロシア共和国の憲法および法律の制定、その改正

－新しい連邦構成主体のロシア共和国への加入の受入れ、新しい地方および州の形成

－ロシア共和国の領域の一部の接収を伴わない国境変更問題の審議

－ロシア共和国の内外政策の決定、経済的、社会的および民族・文化的発展の共和国および地方のプログラムの承認、ロシア・ソビエト企業連合同盟の承認

－中央執行委員会の選出

－ロシア共和国政府の承認

－ロシア共和国政府およびその議長の信任問題の解決

－全ロシア・レフェレンダムの実施に関する問題の解決

－ロシア共和国の最高裁判所、憲法裁判所、最高仲裁裁判所の選出、ロシア共和国検事および国家保安委員会議長の任命

－ソ連邦およびロシア共和国の国家予算の編成にかかる税および歳入の設定

－法律の定める非常事態導入に関する決定の採択

－ロシア共和国の国際条約および共和国間条約の批准および破棄

－ロシア共和国の権限にかかわる問題についてソ連邦の法令および精霊の効力の停止

第８３条　ロシア共和国勤労者ソビエト大会における立法発議権は、大会代議員、中央執行委員会およびその議長、大会常任委員会および特別委員会、政府議長、最高裁判所、検事、共和国、地方および州、自治的形成にある。

第８４条　労働者・農民・専門家・職員ソビエト大会の代議員は、国家権力・管理機関に質問をする権利を有する。

第８５条　ロシア共和国勤労者ソビエト大会中央執行委員会は、大会が制定するロシア共和国の法律、その他のアクトのテキストの公表を保証する。

第５編　裁判権の形成および活動の原則。適法性および保秩序の保障。ロシア共和国のシンボル

第１３章　裁判権

第８６条　ロシア共和国の裁判権は、ロシア共和国の憲法体制、市民の権利および自由の擁護、法律の正しい適用および執行ならびに執行権力の法律およびアクトの憲法適合性の監督をその使命とする。

第８７条　ロシア共和国の裁判システムは、憲法裁判所、最高裁判所、最高仲裁裁判所、ロシア共和国を構成する共和国の最高裁判所、地方、州、市裁判所、自治的形成の裁判所、ロシア共和

国を構成する共和国、地方、州、自治的形成の仲裁裁判所、地区（市）人民裁判所からなる。

第８８条　すべての一般管轄裁判所における事件の審理は、通常、合議制でこれを行い、第１審の裁判においては人民参審員が参加する。

第８９条　裁判官（判事）および人民参審員は、独立であり、法律にのみ従う。

裁判の実施に関する裁判官および人民参審員の活動に対する干渉は、これを禁止する。

第９０条　ロシア共和国のすべての裁判所は、選挙制でこれを組織する。

地区（市）人民裁判所の人民判事は、普通、平等および直接選挙権に基づき、秘密投票で、裁判選挙区ごとの地区（市）の市民がこれを選挙する。

上級の裁判所は、対応する労働者・農民・専門家・職員ソビエト大会がこれを選出する。

人民参審員は、職場または居住地ごとの市民の集会において５年を任期とし、公開投票でこれを選出する。

第９１条　裁判官および人民参審員は、健康状態、他の職務に選出された結果、またはその同意により他の仕事への配転、および本人の希望により、その義務の遂行を解くことができる。

裁判官および人民参審員は、選挙人または選出機関によるリコールおよび確定した裁判所の有罪判決による場合のほか、適法性の侵害およびその高い官職（地位）にふさわしくない非道徳的な行為のためにその権限を奪われることがある。

第９２条　裁判官は、教育または学術・研究を除き、他のいかなる有給の職に就くことができない。

第９３条　すべての裁判において、事件の審理は、これを公開で行う。

すべての裁判において聴聞は、これを公開で行う。

容疑者、被疑者、被告人、有罪判決を受けた者および無罪判決を受けた者は、防御権を保証される。

裁判に参加する被害者およびその他の市民は、自己に帰属する権利および法的利益の擁護を保障される。

被疑者は、その有罪が法律の定める手続で証明され、裁判所の判決が確定するまでは、無罪と推定される。

第９４条　裁判は、ロシア語もしくはロシア連邦構成主体の言語、または当該地方の住民の多数の使用する言語で、これを行う。事件に参加する者が裁判で使用される言語を得意としない場合は、事件のすべての資料について知る権利、通訳の援助を得て裁判行為への参加、裁判で母語を使用して発言する権利を保障される。

第１４章　適法性および法秩序の保障

第９５条　ロシア共和国における適法性および保秩序の擁護には、立法権、執行権および裁判権、弁護士および市民が参加する。

第９６条　ロシア共和国検察庁

ロシア共和国検事およびそれに従属する検事は、ロシア共和国の領域において効力を有する、法律およびロシア共和国とソ連邦が批准した国際法の諸アクトが国家機関、社会団体、それらの公務員および市民によって、どこにおいても、正確かつ一様に執行され、適用されているかを監督する。

ロシア共和国検事は、５年の任期で全ロシア・ソビエト大会が、ソ連邦検事総長の同意を得てこれを選出し、全ロシア勤労者ソビエト大会およびソ連邦検事総長に対して報告義務を負い、それらに対して責任を負う。

第９７条　ロシア共和国弁護士会

市民および団体に対する法律支援は、弁護士会およびその他の任意の弁護士団体、弁護士事務所および弁護士会社、ならびに弁護士活動に従事する資格を有する個人がこれを行う。

法律の定める場合に、市民に対する法律支援は無償でこれを行う。

第９８条　適法性および法秩序の擁護への市民の参加

ロシア共和国市民は、裁判の実施に参加し、法保護機関の任務遂行に協力し、または独自に法律によって自己に与えられた違法行為への対抗手段を取る。

第１５章　ロシア共和国の首都および国家的シンボル

第９９条　ロシア共和国の首都は、モスクワ市である。国章、国旗および国歌は、全ロシア勤労者ソビエト大会がこれを定める。

第１００条　ロシア共和国憲法の制定および改正は、全ロシア労働者・農民・専門家・職員ソビエト大会の決定によってこれを行う。この決定は、全ロシア勤労者ソビエト大会の代議員総数の３分の２以上の賛成がある場合に採択されたものとされる。

－完－